

# 危機管理会議

日時：令和4年7月25日（月）午後7時15分～

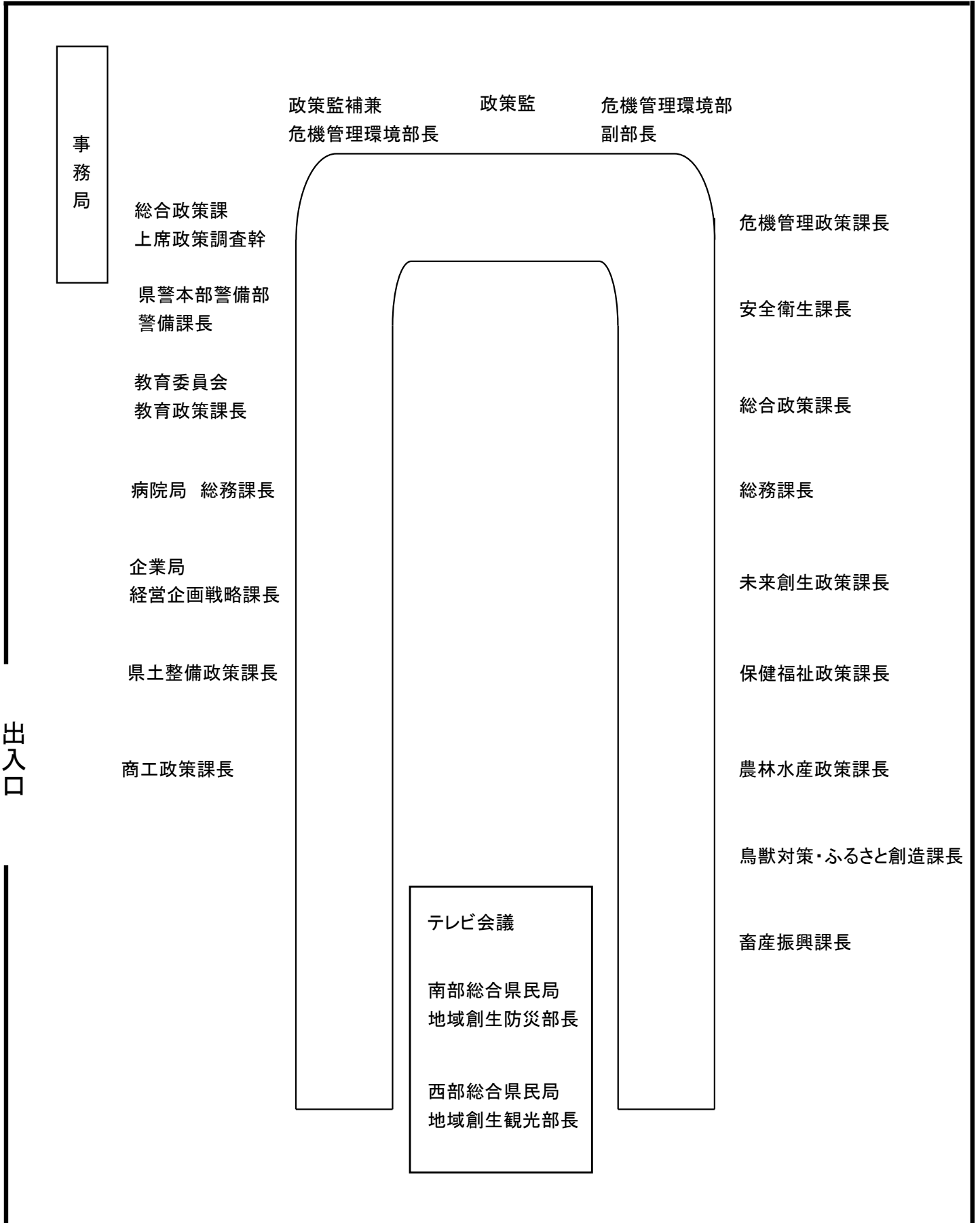
場所：県庁3階 特別会議室

## 協議事項

○県内における「死亡野生いのしし」の「豚熱（CSF）」感染確認について

# 危機管理会議 配席図

令和4年7月25日(月) 午後7時15分～



令和 4 年 7 月 25 日  
農林水産部

## 県内における「死亡野生いのしし」の「豚熱」感染の確認について

1 経緯

次のとおり、発見から「豚熱」感染の確認まで、  
国の「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づく対応を実施

- 7月20日（水） 「死亡野生いのしし」発見の通報  
徳島家畜保健衛生所においてPCR検査を実施  
「陽性反応」を確認（「豚熱」感染の疑い）
- 7月21日（木） 農林水産省・動物衛生課と「確定検査」について協議
- 7月22日（金） 確定検査実施機関である  
「国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構  
動物衛生部門」に検査検体を送付
- 7月25日（月） 同検査機関における「確定検査」の結果、  
「豚熱」感染を確認

2 「豚熱」感染個体情報

- 発見日 令和4年7月20日（水）
- 発見場所 徳島市上八万町
- 発見個体 死亡野生いのしし1頭  
（♂、幼獣、体長・50cm、体重・2kg）
- 発見場所の消毒 令和4年7月21日（木）実施

3 「移動・搬出制限区域」及び「消毒ポイント」の取扱い

本県は、「飼育豚及び飼育いのしし」への「ワクチン接種区域」であることから、  
飼育されている「豚・いのしし」の「移動・搬出制限区域」は設定せず、  
移動は制限しない。  
また、「消毒ポイント」も設置しない。

4 今後の主な対応

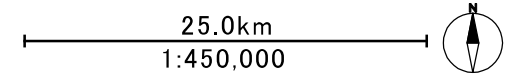
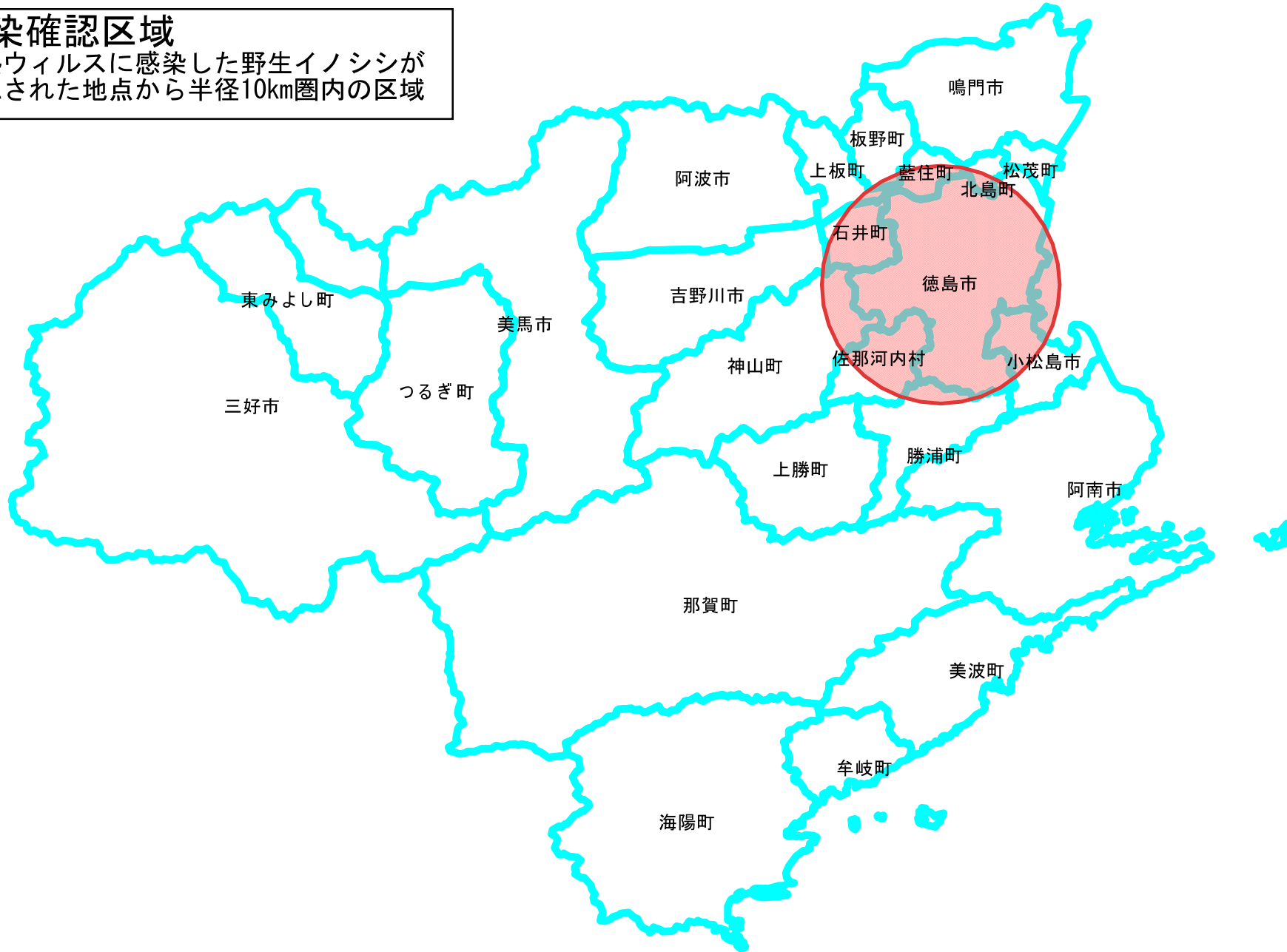
- (1) 「養豚場」における「発生予防対策」の徹底
  - ・ 養豚場における「消毒」の徹底及び侵入防止対策の強化
  - ・ 食肉処理施設等の関連施設における対策の徹底
- (2) 「野生いのしし」における「まん延防止対策」の徹底 ※ 別紙1
  - ・ 感染確認区域における捕獲の強化
  - ・ 捕獲後の持ち出し制限
  - ・ 「野生いのしし」の検査体制の強化
- (3) 「相談窓口」の設置及び情報提供 ※ 別紙2
  - ・ 各種「相談窓口」の広報
  - ・ 県民や養豚関係者等への正確な情報の提供
  - ・ 「死亡野生いのしし」発見時における通報についての県民への協力依頼

（報道機関お問い合わせ先） 徳島県農林水産部農林水産政策課 七條  
電話番号：088-621-2385

# 感染確認区域

豚熱ウイルスに感染した野生イノシシが  
確認された地点から半径10km圏内の区域

別紙 1



### 養豚関係者の皆様

豚の健康状態で相談したい時は・・・

**【相談時間】 24時間相談受付**

(電話番号)

☆徳島家畜保健衛生所

088-631-8950

(管轄区域) 徳島市、鳴門市、佐那河内村、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、小松島市、勝浦町、上勝町

☆徳島家畜保健衛生所 阿南支所

0884-22-0304

(管轄区域) 阿南市、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町

☆西部家畜保健衛生所 吉野川庁舎

0883-24-2029

(管轄区域) 石井町、上板町、阿波市、吉野川市

☆西部家畜保健衛生所 東みよし庁舎

0883-82-2397

(管轄区域) 美馬市、つるぎ町、三好市、東みよし町

☆畜産振興課

088-621-2419

### 狩猟者の皆様

いのししの捕獲について尋ねたい時は・・・

**【相談時間】 8:30～17:15 (土・日・祝日・年末年始除く)**

(電話番号)

☆東部農林水産局 林業振興担当

088-626-8582

(管轄区域) 徳島市、鳴門市、佐那河内村、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、小松島市、勝浦町、上勝町、石井町、上板町、阿波市、吉野川市

☆南部総合県民局 保健福祉環境部 環境担当

0884-28-9862

(管轄区域) 阿南市、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町

☆西部総合県民局 保健福祉環境部 環境担当

0883-53-2062

(管轄区域) 美馬市、つるぎ町、三好市、東みよし町

☆鳥獣対策・ふるさと創造課

088-621-2262

### 県民の皆様

死亡いのししを発見した時は・・・

**【相談時間】 24時間相談受付**

(電話番号)

☆畜産振興課

088-621-2419

「食肉(豚肉・ジビエ)」について質問したい時は・・・

**【相談時間】 8:30～17:15 (土・日・祝日・年末年始除く)**

(電話番号)

☆消費者くらし安全局 安全衛生課

088-621-2229

「豚熱」は、豚やいのししに感染する熱性伝染病で、人に感染することはありません。

令和 4 年 7 月 2 5 日  
安全衛生課

県内における「死亡野生いのしし」の「豚熱」感染の確認について

## 1 豚肉の安全確保

### (1) 県内と畜場の状況

- ・ 徳島市立食肉センター : 豚 (1日約100頭処理)
- ・ 日本ハム(株)徳島工場附設と畜場 : 豚 (1日約650頭処理)
- ・ 眉山食品(株) : 豚 (1日約120頭処理)

### (2) と畜場への指導

食肉衛生検査所から、次の事項を徹底するよう指導

- ・ 搬入農家の確認
- ・ と畜場での交差汚染の防止
- ・ 異常豚が確認された場合の通報

### (3) 食肉衛生検査所の対応

- ・ と畜検査時における異常の有無について確認の徹底
- ・ 異常豚発見時等における農林水産部との連携

## 2 いのしし肉の安全確保

県内野生鳥獣処理施設に対し、保健所から注意喚起

- ・ 野生いのしし捕獲場所の確認徹底
- ・ いのししに異常が認められた場合には、保健所または家畜保健衛生所へ連絡するよう指示
- ・ 記録の作成及び保存を徹底

## 3 愛玩動物（ミニブタ等）への対応

動物愛護管理センターから、次の事項を指導

- ・ 豚を取り扱う動物取扱事業者への注意喚起
- ・ 豚、ミニブタ等飼育者への啓発

## 4 その他

県ホームページ等で、食肉の安全性を周知し、風評被害を防止

- ・ 豚熱は、豚やいのししの病気であり、人に感染することはない
- ・ 豚熱にかかった肉や内臓を食べても、人体に影響はない